

令和8年度 熱海ぐるっとオーナーパス NFT 事業業務委託 仕様書

1. 業務名 令和8年度 熱海ぐるっとオーナーパス NFT 事業業務委託

2. 業務目的

本業務は、観光依存と人口減少により飲食店等の安定需要が見込まれにくい地域構造の中で、来訪頻度・消費力の高い別荘等所有者を重要な関係人口として位置付け、NFT等のWeb3技術を活用したデジタル証明書の発行及び交流基盤の構築を通じて、別荘等所有者の来訪頻度向上、地域店舗への誘客、滞在体験価値の向上並びに地域との関係性深化を図ることを目的とする。あわせて、地元店舗等との継続的な接点形成、別荘等所有者同士及び市との意見交換機会の創出により、閑散期を含む安定需要の創出と、地域経済の持続的成長を支える仕組みを構築するものとする。

なお、本業務は、サービス①「デジタル証明書（NFT）による地域店舗等誘客サービス」と、サービス②「地域交流プラットフォーム」を一体的に企画・設計・導入・運営するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 事業方針

(1) 別荘等所有者の視点に立った体験価値の提供

別荘等所有者に対し、納税に対する還元としての新たな体験価値を提供し、熱海市への愛着、来訪意欲、滞在満足度及び推奨意向の向上に資すること。特典付与にとどまらず、地域との継続的関係構築につながる仕組みとすること。

(2) 地域店舗等との接点創出及び安定需要の創出

受託者が中心となって地元及び市内外の関連機関等との積極的な連携を推進し、別荘等所有者を継続来訪する顧客層として地域店舗へ誘客し、常連客化、売上向上及び地域経済活性化につなげる取組とすること。

(3) 市・別荘等所有者等の双方向コミュニケーションの実現

NFT保有者限定の情報発信、意見投稿、交流の場を整備し、別荘等所有者の声を地域づくりや事業改善に反映できる環境を構築すること。

(4) 効果測定と将来展開を見据えた基盤整備

本業務で得られるNFT取得者数、参加店舗数、投稿数、満足度等のデータを可視化・分析し、翌年度以降の施策拡張や対象者拡大に向けた効果測定を行うこと。

5. 事業の概要

(1) NFTの配布対象者

NFTの主たる対象者は、別荘等所有税納税者、その他市が指定する条件を満たす者とする。

なお、NFTの配布対象は納税者本人を基本とするが、世帯・家族等に対して特典を共有できる仕組みを備えるとともに、当該特典の配布状況・利用状況等を適切に管理で

きる機能を有することを要件とする。

(2) 対象事業者

対象事業者（別荘所有者に対してクーポン等特典を提供する店舗等をいう。以下同じ。）は、主として熱海市内の飲食店、サービス事業者、観光関連施設その他市が適当と認める事業者とする。

参加事業者の開拓に当たっては、市が実施する企業支援系施策（熱海市チャレンジ応援センターA-Supo（エーサポ））その他市内事業者向けの既存施策との連携を前提に、既存の地域ネットワークや支援先情報を活用しながら、事業趣旨に合致する事業者への参画促進を図るものとする。

(3) 利用環境

本業務は、LINE 公式アカウントを入口とし、NFT の発行・保有・閲覧、クーポン等特典の配信、クーポン等特典の利用、限定情報発信、コミュニティ参加等を実施できる環境を構築するものとする。

なお、LINE 公式アカウントの運用方式、既存環境の活用可否等については市と協議のうえ決定するものとする。

(4) クーポン等特典の扱い

本業務において、NFT 保有者等に対して提供するクーポン等特典、サービスその他の便益は、主として参加事業者が自らの裁量と責任において設定し、提供するものとする。市は、本業務におけるクーポン等特典の原資、値引額、割引相当額、サービス提供額その他特典提供に係る費用を負担するものではない。

したがって、受託者は、参加事業者に対し、本事業の趣旨を踏まえ、無理のない範囲で継続可能な特典内容を提案・支援するものとし、割引に限らず、会員証提示による様々な体験機会の提供等、各事業者の業態や運用実態に応じた多様な特典設計を支援すること。

6. 業務内容

受託者は、本業務の目的達成に必要な企画、設計、導入、運用、広報、参加促進、効果検証及び報告を一体的に実施するものとする。

(1) 事業企画・サービス導入準備

① 事業全体設計

本事業の目的、対象者、対象事業者、実施体制、導入スケジュール、成果指標、広報方針、問い合わせ対応方針その他必要事項を整理し、市と協議の上、実施計画を策定すること。

② サービス導入準備

NFT 発行、特典配信及びコミュニティ運営に必要なツールの初期設定、運用ルール、マニュアル提供等を行うこと。

③ NFT 配布・運用設計支援

別荘等所有者への NFT 配布について、市が保有する対象者情報をもとに市が配布主体となって実施することを前提とし、受託者は、配布のために必要な発行設計、導線設計、操作手順整理、取得案内、問い合わせ時の説明設計その他必要な支援を行うこと。なお、受託者は、市が保有する別荘等所有者個人を特定可能なデータの

提供を受けない前提で業務を設計すること。

④ 参加事業者の募集・調整

市が実施する企業支援系施策（熱海市チャレンジ応援センターA-Supo(エーサポ)）その他市内事業者向けの既存施策との連携を前提に連携方針を整理し、参加事業者候補の抽出、説明資料作成、登録支援フローの設計、特典設計支援の準備を行うこと。

⑤ 広報準備

市ホームページ、SNS、広報紙、LINE、案内メール、説明資料、チラシその他広報で用いる媒体を検討した上で、必要媒体ごとの広報方針、導線、掲載内容を整理し、必要素材を作成すること。

(2) サービス①「デジタル証明書（NFT）による地域店舗等への誘客サービス」の提供

受託者は、別荘等所有者本人向けの NFT 配布支援及び地域店舗で利用可能な特典提供の仕組みを整備し、参加事業者との連携、利用促進、効果検証までを一体的に実施すること。

① 機能要件

本サービスは、少なくとも次の機能を満たすこと。

- ・ LINE 公式アカウントを入口として、利用者が LINE 上で NFT を取得・保有・閲覧できること。
- ・ NFT 保有者に対し、クーポン等特典、メッセージ、動画その他のデジタル証明書を配布できること。
- ・ 店舗側に、クーポン等特典の利用確認及び利用済処理（もぎり）を行う機能を提供できること。
- ・ 店舗来店時の証明として NFT を発行できること。また、クーポン利用と同時に自動取得される方式に対応できること。
- ・ クーポン利用をきっかけとした来店促進を基本としつつ、来店時に別荘等所有者向けの証明又は会員証的な提示が可能な設計に対応できること。
- ・ 別荘等所有税納税者本人に配布された NFT を起点として、その世帯・家族に対して特典を共有できる仕組みを備えること。
- ・ 店舗側において、別荘等所有者向けサービスの対象であることを識別しながら特典提供ができること。
- ・ GPS を活用した現地到達型の企画実施に対応可能であること。なお、GPS 機能は、設定したスポットに訪れた利用者が当該地点で取得ページを開くことにより NFT 等を受け取れる機能を有すること。
- ・ スタンプラリー周遊、GPS 連動企画に接続可能な構成であること。
- ・ 将来的な店舗誘客、新規企画、限定イベント等との接続を見据えた拡張性を有すること。

② 実施業務

- ・ 別荘等所有者本人向け NFT 発行・配布に係る設計支援
- ・ 市による配布実施に必要な手順書、案内文、操作説明等の整備
- ・ 参加事業者候補の抽出、連携調整及び参画促進
- ・ 各店舗における特典内容・運用方法の設計支援
- ・ 各店舗における店頭導線（POP、利用案内、特典説明等）の設計支援
- ・ 利用開始後の問い合わせ対応及び運用支援

- ・ 利用状況、参加状況、特典利用状況の集計・分析
- ・ GPS 等を活用した来訪促進企画の設計支援

(3) サービス②「地域交流プラットフォーム」の提供・運営支援

受託者は、NFT 保有者限定の交流・情報発信基盤を整備し、地域との関係性深化、意見収集、交流促進及び満足度向上に資する運営を行うこと。

① 機能要件

本サービスは、少なくとも次の機能を満たすこと。

- ・ NFT 保有者のみが LINE 公式アカウントから参加可能な限定コミュニティを構築できること。
- ・ NFT 保有者のみが参加可能な限定コミュニティにおいて、運営者から、限定情報、特典情報、イベント情報等を発信できること（LINE アカウントへの通知を含む）。
- ・ NFT 保有者のみが参加可能な限定コミュニティにおいて、利用者が自由に意見投稿でき、投稿に対する反応を投稿できる機能を有すること。
- ・ 匿名利用が可能であり、個人情報保護に配慮した設計であること。
- ・ 投稿数及び反応等の運営分析に必要なデータを取得できる設計であること。

② 実施業務

- ・ コミュニティ設計、参加条件設計、運営ルール策定支援
- ・ 情報発信テーマ、頻度、分類ラベル等の設計支援
- ・ 投稿コンテンツの企画、作成支援、配信支援
- ・ 別荘等所有者の意見収集、反応分析、運営改善
- ・ 対象者の満足度・推奨度向上を目的とした企画、運営サイクルの実現
- ・ 運営はオンライン中心としつつ、必要に応じて市と協議の上で追加施策を検討すること

(4) 広報・参加促進

受託者は、別荘等所有者及び参加事業者向けに、本事業の趣旨、参加方法、利用方法、特典内容等を分かりやすく周知し、参加促進を図ること。使用媒体としては、市ホームページ、SNS、広報紙、LINE、案内メール、説明資料、チラシ等を想定し、媒体ごとの役割分担及び制作分担は市と協議のうえ決定すること。

(5) 効果検証

受託者は、本業務の成果を把握するため、市が設定するアウトプット及びアウトカム指標を定量・定性両面から効果検証を行うこと。

市が設定する指標は次のとおりとする。

① アウトプット（活動量）指標

- ・ NFT 取得者数（令和 8 年度 300 人、令和 10 年度 1,300 人）
- ・ 事業参加店舗・施設数（令和 8 年度 12、令和 10 年度 58）
- ・ コミュニティプラットフォーム内での意見投稿者数（令和 8 年度 30 人、令和 10 年度 130 人）
- ・ コミュニティ向け情報発信数（令和 8 年度 5 件、令和 10 年度 24 件）

② アウトカム（住民への効果）指標

- ・ 月 1 回以上来訪する別荘等所有者の割合（令和 9 年度 5 8 %、令和 1 0 年度 6 0 %）
- ・ 別荘等所有者の滞在期間中における平均夕食費用（一人当たり）（令和 8 年度 2, 1 2 0 円、令和 1 0 年度 2, 4 5 0 円）
- ・ 別荘等所有者の満足度（令和 8 年度 7 0 %、令和 1 0 年度 9 0 %）
- ・ 別荘等所有者の推奨度（令和 8 年度 3 0 %、令和 1 0 年度 5 0 %）

7. 業務委託費内訳

本業務におけるランニングコスト（SaaS 利用料等、実装後の継続運用に要する費用）は、委託料総額の 1 0 % 以内であること。

8. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。

9. 受託者の責務

受託者は、業務の目的を理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても、積極的に提案を行い、市と協議のうえ、誠意を持って対応するものとする。

1 0. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と必要に応じて協議・打合せを綿密に行うものとする。

1 1. 資料の貸与

市が所有している資料（電子データを含む。）で、業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。

1 2. 業務実施上の条件

- (1) 本業務に従事する統括責任者を配置し、市との連絡調整窓口を明確にすること。
- (2) サービス①及びサービス②の双方を一体的に設計・運営できる体制を有すること。
- (3) NFT 発行、特典設計、コミュニティ運営、分析等に関する十分な専門性を有する人員を配置すること。
- (4) 利用者向け及び参加事業者向けの導入支援・問い合わせ対応ができること。
- (5) 本業務に必要なインターネット接続環境、NFT 発行管理ツール提供環境、施策ごとのマーケティング分析環境、運用環境を受託者の責任において整備すること。
- (6) 受託者は、LINE を入口とした NFT 発行、クーポン等特典の配信、クーポン等特典の利用確認、来店証明 NFT の取得、限定コミュニティへの参加制御、GPS 連動企画等を一体的に設計できること。
- (7) 受託者は、NFT を単なるクーポン等特典の配信手段ではなく、別荘等所有者を識別し、継続的な特典設計、関係性の維持、会員証的な提示、行動履歴の蓄積及び将来的な施策拡張の基盤として活用する設計思想を有すること。
- (8) 受託者は、店舗側の現場オペレーション負荷を最小限に抑えつつ、利用者が「特別な会員体験」と実感できる UI/UX 設計支援を行うこと。

- (9) 受託者は、本業務が別荘等所有者との関係性及び参加事業者の現場実態等の熱海市の地域特性を踏まえて実施するものであることを理解し、これらを反映した企画設計、運営支援及び改善提案等を行うこと。
- (10) 受託者は、事業におけるデータ連携基盤の活用について、市と協議のうえで活用検討を行うこと。

1 3. 業務実施上の条件

- (1) 契約期間中、本委託業務に専念して従事のできる者をおき、常に連絡調整が行える体制を整えること。
- (2) 業務は、市との連携を密にして遂行すること。
- (3) 受託者の所在地には、インターネットを利用できる環境を受託者の責任において整備すること。その際に必要となる費用については、受託者が負担すること。

1 4. 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は、速やかに市と協議し、その指示を受けるものとする。業務内容について疑義が生じた場合も同様とする。

1 5. 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施するうえで必要と考えられる場合、受託者は、市の了解を得たうえで、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理、記録し、市に報告するものとする。

1 6. 秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報や秘密等を他に漏らしてはならない。

1 7. 個人情報の取り扱い

- (1) 本業務を行うために市が提出した個人情報については、次に掲げる事項を行ってはならない。
- ① 漏えい、紛失及び改ざんすること。
 - ② 本業務以外に使用すること。
 - ③ 市の許可無しに第三者に提供すること。
 - ④ 市の許可無しに複写すること。
- (2) 個人情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。
- (3) 本業務が完了した際、個人情報に関して提出した資料は、市に返還し、また、電子データは消去しなければならない。

1 8. 報告及び情報公表の支援

受託者は、本業務の遂行にあたり、遅滞なく次に掲げる資料を市へ提出するとともに、報告を行うものとする。なお、提出期限は現時点における見込みであり、市と協議のうえ前後することがある。

(1) 提出物及び期限

- ・ 業務実施計画書：業務委託契約締結後速やかに提出すること。

- ・ 業務委託完了報告書：令和9年3月31日までに提出すること。なお、業務委託完了報告書には、「6. 業務内容」に記載される業務内容の完了が確認できる成果物（電子データ及び紙ベースで1部）を含めること。

(2) ウェブサイト等での公表支援

受託者は、市が本交付金事業の透明性を確保し、PDCAサイクルを適切に運用していることを示すため、以下の内容を市のウェブサイト等で公表するにあたり、必要な資料作成およびデータ提供の支援を行うものとする。

- ・ 具体的用途：事業内容、支出方法、設備・備品の種類等を含む詳細な経費内訳。
- ・ 実施体制：事業推進主体、委託先、再委託先等の役割・関係性。
- ・ 効果検証の結果：KPIの達成状況、実施計画と比較した現況や課題、阻害要因の分析、および次年度以降に向けた改善策。

19. 資料・情報の帰属と拡張性の担保

- (1) 本業務により作成された資料、情報および派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。市の承諾を受けずに他に公表し、譲渡、貸与または使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務に伴う事業者データ、分析データ等を業務終了まで保存し、終了後は速やかに市に引き継がなければならない。
- (3) 将来的な施策の拡張（観光客・市民への対象拡大等）及び市が構築するデータ連携基盤等への円滑な移行を可能とするため、本業務で蓄積されたユーザーデータ（属性、NFT取得履歴、来店証明NFT取得数等）については、特定のベンダーに依存しない汎用的なデータ形式（CSV、JSON等）での納品を可能とし、外部システムとの相互運用性を確保した仕様とするものとする。

20. 納品場所

本業務の成果品等の納入先は、熱海市観光経済課とする。